



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 日本水産株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 細見典男
(コード：1332)
問合せ先 経営企画 I R 室長 根本喜一
(TEL. 03-6206-7037)

連結子会社における債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当社の連結子会社である NIPPON SUISAN(SINGAPORE)PTE. LTD. (以下、NSS) において、取引先の青島新大地食品有限公司 (以下、新大地) に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 当該連結子会社の概要

- (1) 名称 NIPPON SUISAN(SINGAPORE)PTE. LTD.
- (2) 本店所在地 1 Commonwealth Lane #03-13, One Commonwealth Singapore 149544
- (3) 代表者の氏名 山崎康正
- (4) 事業内容 水産物輸出入業、水産食品卸売業
- (5) 資本金 778 百万円

2. 当該取引先の概要

- (1) 名称 青島新大地食品有限公司
- (2) 所在地 中華人民共和国山東省青島市城阳区流亭空港工業聚集区金剛山路
- (3) 代表者の氏名 侯火炘
- (4) 事業内容 水産卸売業等
- (5) 資本金 657 百万円

3. 取立不能又は取立遅延のおそれが生じた経緯

NSS は新大地にすけそくだらなどを販売していましたが、平成 26 年 5 月より支払遅延が発生したため、営業損失として貸倒引当金を当期に計上いたしました。

4. 当該取引先に対する債権の種類および金額

- (1) 債権の種類 売掛金等
- (2) 債権の金額 2,448 百万円 (20,313 千 US ドル)
- (3) 連結純資産に対する割合 2.3%

5. 今後の見通し

新大地に対しては、支払遅延の発生以降交渉を重ねてきましたが、現時点では回収可能性の低い債権と認められるため、同社に対する債権全額に貸倒引当金を計上いたしました。同社に対しては既に訴訟を提起しており、引き続き債権回収に努めてまいります。

なお、当期の業績につきましては、本日公表の「平成 27 年 3 月期決算短信」をご覧ください。

以 上